

第4回 斐伊川水系宍道湖東域 川づくり検討委員会

日時：平成26年9月4日（木） 13:30～16:30

場所：島根県民会館 第2多目的ホール

会議次第

(1) 開 会

(2) 松江市街地治水計画の策定について

(3) 議 事

1) 現地視察

2) 斐伊川水系宍道湖東域河川整備計画の変更について

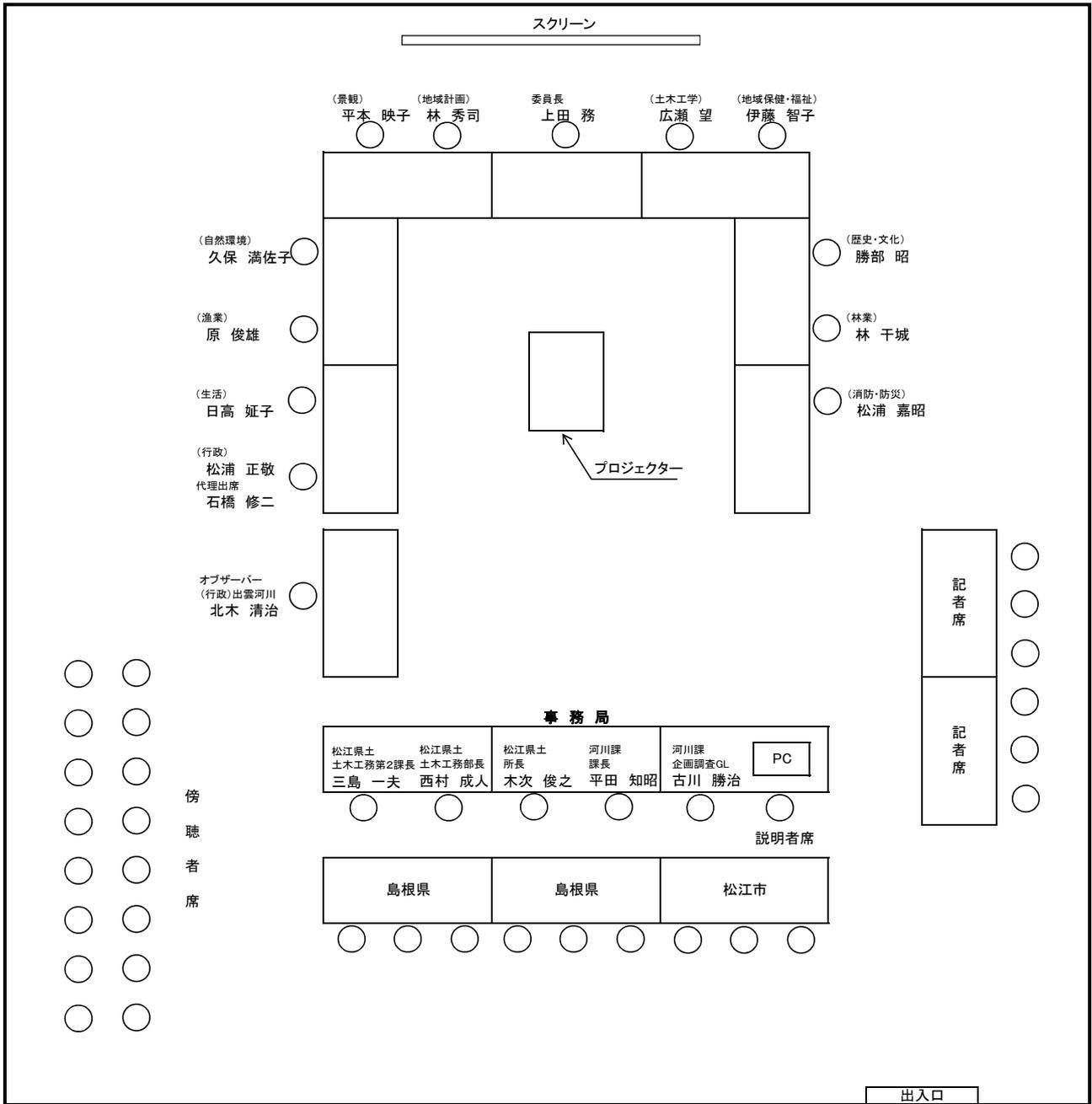
3) アンケートについて

< 質 疑 応 答 >

4) 宍道湖東域河川整備計画策定のスケジュールについて

(4) 閉 会

第4回 斐伊川水系宍道湖東域川づくり検討委員会 席次表



斐伊川水系宍道湖東域川づくり検討委員会設置要綱

(名 称)

第1条 この委員会は、斐伊川水系宍道湖東域川づくり検討委員会（以下「委員会」という。）と称する。

(目 的)

第2条 委員会は、斐伊川水系宍道湖東域の川づくりのあり方や河川整備計画（以下「整備計画」という。）について検討を行うことを目的とする。

(構 成)

第3条 委員会は、次に掲げる委員により構成する。

(1) 島根県河川整備計画検討委員会の委員

ただし、委員の任期を越えて検討が生じた場合は、新委員がその任にあたる。

(2) 島根県知事が委嘱した別表に掲げる委員

2 委員長は、島根県河川整備計画検討委員会の長が務める。

(設置期間及び任期)

第4条 委員会の設置期間及び委員の任期は、整備計画が策定されるまでとする。

(会 議)

第5条 委員会は、委員長が必要と認めるとき、これを招集する。

2 委員長は、会議の議長となり議事を処理する。

3 委員長は、必要と認める場合は、委員以外の者の出席を求め、意見聴取することができる。

(事務局)

第6条 委員会の事務局は、松江県土整備事務所に置く。

(雑 則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

付 則

この要綱は、平成21年10月 1日から施行する。

この要綱は、平成25年 8月29日から施行する。

この要綱は、平成26年 9月 4日から施行する。

別表 斐伊川水系宍道湖東域川づくり検討委員会委員

分野	氏名	職業・役職等	備考
土木工学	上田 務	松江工業高等専門学校名誉教授 島根県総合評価審査委員会委員 島根県建設工事紛争審査会委員	島根県河川整備 計画検討委員会 委員
土木工学 (水理学)	広瀬 望	松江工業高等専門学校環境・建設工学科准教授	〃
地域計画	林 秀司	島根県立大学総合政策学部教授(人文地理学) 島根県景観審議会委員 島根県中山間地域等振興対策検討会委員	〃
景観	平本映子	松江生活デザイン研究所主宰 石見銀山景観審議会委員 (一財)平本映子藍染保存会理事長	〃
魚類	越川敏樹	(公財)ホシザキグリーン財団環境修復事業 マネージャー	〃
地域保健・福祉	伊藤智子	島根県立大学看護学部准教授 島根県介護職員の行う医療的ケア関係業務に 関する検討委員会委員 出雲市介護保険認定審査会委員	〃
自然環境 (植物)	久保満佐子	島根大学生物資源科学部准教授	〃
歴史・文化 (文化財保護)	勝部 昭	島根県文化財保護審議会委員 島根県文化財愛護協会会長	〃
教育	布野由美	松江市教育委員会教育委員	地元代表委員
水利	加藤滋夫	松江市土地改良区理事長	〃
漁業	原 俊雄	宍道湖漁業協同組合代表理事組合長	〃
漁業	岸 宏	漁業協同組合 JFしまね代表理事会長	〃
森林	林 干城	松江八東森林組合代表理事組合長	〃
商工・まちづくり	桑谷順子	松江北商工会女性部副部長	〃
商工・まちづくり	山口美紀	松江商工会議所女性会会長	〃
生活	日高姫子	松江市連合婦人会会長	〃
消防・水防	松浦嘉昭	松江市消防団団長	〃
福祉	松浦哲次	松江市社会福祉協議会専務理事	〃
行政	松浦正敬	松江市長	行政委員

順不同